

第3次鳥栖市環境基本計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

鳥栖市は、平成24年度から令和3年度までの10年間で第2次鳥栖市環境基本計画の計画期間とし、環境の保全に係る取組を進めてきましたが、この10年間で、政府によるカーボンニュートラル宣言をはじめとする環境行政を取り巻く状況は、国内外で様々な動きが進んでいます。

今回の計画は、現行計画の取組を引き継ぎつつ、第7次鳥栖市総合計画との整合を図り、社会情勢の変化に対応させ、新たに令和4年度から令和13年度までの計画として策定します。

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
										
					見直し					

2 本計画のポイント

①近年の社会情勢に対応

現行計画の策定以後、国において第五次環境基本計画が平成30年4月に閣議決定されました。また、社会全体で関心が高まっているSDGsの内容も盛り込みます。

②市民・事業者・行政の連携、情報共有

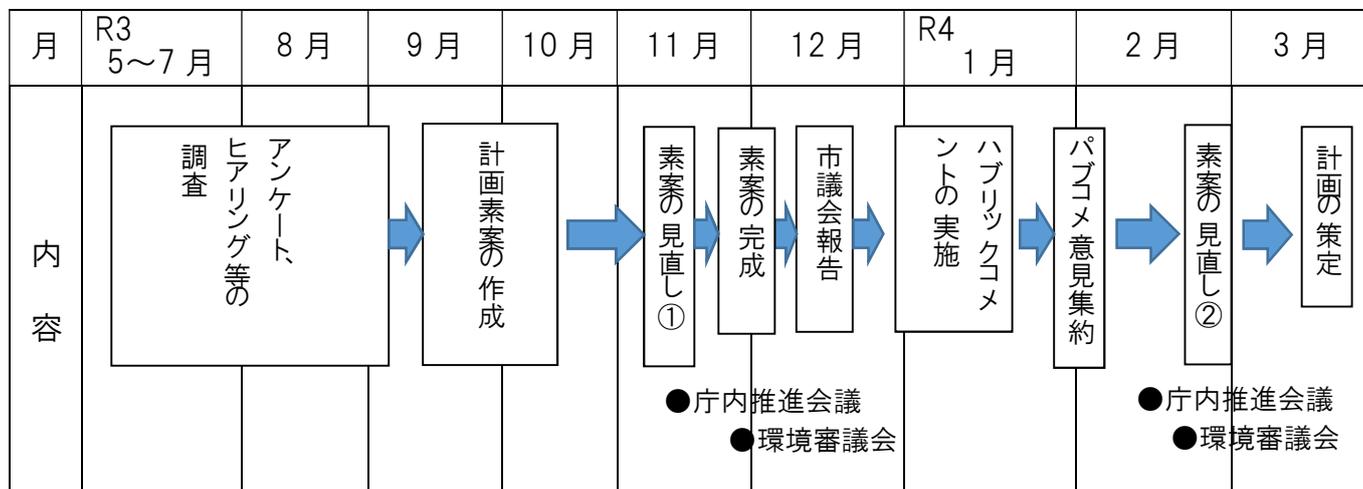
本計画を策定するための基礎調査によると、「環境について行動を起こさなければならないことは分かるが、何から始めればいいのか分からない」、「活動を広げたいが、うまく人が集まらない」などの意見が上がりました。そういった意見を踏まえて、市民・事業者・行政が連携や情報共有をすることで環境の活動を広げられるように図ります。

③第2次鳥栖市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を内包

現行計画の策定以後、パリ協定(2016年)、カーボンニュートラル宣言(2020年)等国内外で様々な動きが進んでいます。それらの動きを踏まえ、鳥栖市における地球温暖化対策を推進させることを図ります。

3 策定スケジュール

今年5月から7月にかけて、市民、団体、事業所及び庁内を対象にした環境保全に関する基礎調査を実施し、計画の素案を作成しています。その後、鳥栖市環境基本計画推進会議と鳥栖市環境審議会において最終的な答申・決定を経て、来年3月に計画を策定します。



4 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、「環境レポート」および「環境事業計画書」により、公表します。